

家庭用防犯カメラ等設置費補助金

よくある質問と回答

補助金はいくらまで受けられますか？

購入及び設置費用（工事費を含む）の1/2です。ただし、100円未満は切り捨て、上限は1万円です。

例 30,000円の費用の場合 → $30,000 \text{円} \times 1/2 = 15,000 \text{円}$
15,000円 > 10,000円（上限） **10,000円の補助**

例 9,900円の費用の場合 → $9,900 \text{円} \times 1/2 = 4,950 \text{円}$
4,950円 → 100円未満切捨て **4,900円の補助**

※ 対象経費に消費税は含まれます。

複数の防犯カメラやインターホンを設置する場合、何回申請できますか？

申請は1世帯につき1回限りです。複数の防犯カメラやインターホンを設置する場合でも、1つの申請書でまとめてください。

※ 同一世帯である夫と妻が別々に申請することはできません。

二世帯住宅の場合、それぞれの世帯で申請はできますか？

世帯が異なる場合は、それぞれで申請することができます。ただし、この補助制度は各世帯が自主的に防犯対策を講じるための支援と、家計の負担軽減を目的としています。申請を行う際は、各世帯において機器を購入し、支払いを完了させている必要があります。設置工事についても同様です。

対象になる「家庭用防犯カメラ」とはどのようなものですか？

対象となる「家庭用防犯カメラ」は次の条件を満たしている必要があります。

- ・ 犯罪の予防を目的として継続的に設置されたもの
- ・ 住宅の敷地内を撮影するために屋外に固定されたもの
- ・ 常時録画することができる機能を有するもの
- ・ 一定期間の画像データを保存可能なもの

※ ダミーカメラ、屋内に設置するカメラ などは対象外

対象になる「録画機能付きインターホン」とはどのようなものですか？

対象となる「録画機能付きインターホン」は次の条件を満たしている必要があります。

- ・ 屋外と屋内の双方向の専用通話に利用できるもの
- ・ 訪問者があるときに付属カメラにより映像による録画が開始されるもの
- ・ 屋内装置で映像確認ができ、応答できる機能を持つもの
- ・ 一定期間の画像データを保存可能なもの

既に設置している家庭用防犯カメラ等の交換は対象ですか？修理は対象ですか？

【交換】対象です。古い機器を新しいものに買い替える場合は対象です。

【修理】対象外です。既存の機器の修理は補助金の対象外です。

既に設置している家庭用防犯カメラに、録画機器やモニターを購入し付け加えた場合、その費用は対象でしょうか？

対象外です。本補助金は「家庭用防犯カメラ又は録画機能付きインターホン」の設置により、防犯意識の向上を図り、安全で安心なまちづくりの推進を図ることが目的であり、対象機器と一体的でないものは対象外です。

※ SDカード等の記録媒体を別売で購入した場合は対象外

※ 画像データを保存及び閲覧するためのスマートフォン、タブレット端末、モニターその他家庭用防犯カメラ等と一体的でない機器の購入に係る費用は対象外

機器はどこで購入しても良いですか？中古品を購入した場合は対象ですか？

どちらで購入しても構いません。

家電量販店、ホームセンター、インターネット販売、中古品販売店、その他小売店で購入した製品も対象です。

クーポン券やポイント等を使用した場合、補助額はどうなりますか？

対象経費から差し引かれます。

クーポン券やポイント等を使用した場合は、その金額を対象経費から除き、実際に自己負担した金額を対象とします。

例 20,000円（税込）の防犯カメラを5,000円分のポイントを使用して購入

対象経費：20,000円－5,000円＝15,000円

補助金：15,000円×1/2＝7,500円

維持・管理に係る経費は対象ですか？

維持・管理に係る経費は対象外です。

購入と設置を別々の業者に依頼した場合は対象ですか？

対象です。それぞれの明細が分かる書類を揃えて申請してください。

家庭用防犯カメラ等の撮影範囲に注意することはありますか？

撮影範囲は申請者の住宅の敷地内である必要があります。ただし、やむを得ず撮影範囲に敷地外が入る場合は、撮影範囲内の住宅等の使用者の承諾を得られていることが条件です。

借家に設置する場合、何か手続きは必要ですか？

建物所有者の承諾を得ることが必要です。

共同住宅（マンション・アパート）に設置する場合は対象ですか？

対象です。ただし、トラブルを防ぐため、事前に管理会社や建物所有者に確認してください。

新築住宅に設置する場合は対象ですか？

家庭用防犯カメラ等を建物の工事とは別で取り付けた場合は対象です。購入及び設置に要した費用の領収書等、明細が分かる書類を揃えて申請してください。

領収書又はこれに代わる書類の写しとは、どのような内容が必要ですか？

購入日や施工日、領収金額、領収年月日、販売店の名称等、設備の型番等が記載されたものをいいます。インターネット購入の場合も同様に、明細書等で上記の内容が記載された書類の提出が必要です。

注)「デジタル機器」などの抽象的な記載ではなく、具体的な内容が記載され機器を特定できる必要があります。

「家庭用防犯カメラ等の機能等が記載された書類」とは、どのようなものですか？

具体的にはカタログや仕様書などで、次の内容が確認できる書類のことをいいます。

【家庭用防犯カメラ】常時録画機能を有し、一定期間の画像データを保存可能なものであること。

【録画機能付きインターホン】屋外と屋内の双方向の通話機能を有し、通話状態中の屋外訪問者の画像データを一定期間保存可能なものであること。

郵送で申請することはできますか？

郵送での申請は可能です。不備がないかを確認した上で、海田町地域みらい課に郵送してください。

防犯カメラは既に持っているので、取付工事費だけ補助申請できますか？

2月2日以降に購入した機器で、それに付随する取付工事費は対象とするもので、工事費だけの申請は認められません。

アパートやマンションの管理者が入居者分の機器をまとめて購入・設置し、申請することはできますか？

まとめて申請することはできません。

この補助制度は、各世帯が自主的に防犯対策を講じるための支援と、家計の負担軽減を目的としています。申請を行う際は、各世帯において機器を購入し、支払いを完了させている必要があります。設置工事についても同様です。

※ 対象外となる例

- ・アパートの管理者が一括して入居者分を購入・設置する場合
- ・マンション管理組合で一括購入し、費用を各世帯で按分する場合